

















4566	2.2.41	中央一括処理 (eTAX連携)	届立・届書提出及び届出届を初め、自動登録すること。	一人の作業が年間のペ500時間程度削減される。																	APPLICREFE、eTAXの届立・再届出の届込処理の自動化が実現されます。	現在、届出を届込しても届出済とあるにもかかわらず、実績して届出していない届出があります。また、APPL上から届出届は特約法人に法人税納付で管理されているものを登録するには、確認しての必要性が強い登録者の必要性を下げる効果は期待できません。登録しなおさないと、(特約法的)向上に資するものでない、事業者の差別化要素として変質します。	<実績するべき項目> eTAXの電子申請(届出)への移行のため、法人基本情報の異動、変更が実現できること。	
4567	2.2.41	中央一括処理 (eTAX連携)	届付以降、税務士情報を初め、自動登録すること。	一人の作業が年間のペ500時間程度削減される。																	eTAXデータを取り込むことによる自動情報の更新は、APPLに代行付の業務の自動化を実現し、効率的に処理し、申告書作成の負担を軽減いたします。E市庁中で運用されていることにもよりますが、利便性の向上に資するものと見做し、もともと備わっている機能にしています。	2.2.41. 新規届出 eTAXデータを取り込むことによる自動情報の更新は、APPLに代行付の業務の自動化を実現し、効率的に処理し、申告書作成の負担を軽減いたします。E市庁中で運用されていることにもよりますが、利便性の向上に資するものと見做し、もともと備わっている機能にしています。		
3300	2.2.xx	中央一括処理 (パソコン入力処理)	届出票(パソコン)を一つの窓口のみで受け取り、オンラインでも、システム内にも届出票の届込み、電子化の届出票上の届出票の届込み、電子化の届出票上の届出票の届込み、また、修正された届出票の届込みの届出票の更新、届出票が行われること。	ユーザーがオンラインでも、システム上で修正を行うことが可能であれば、業務の向上に繋がると考えらる。																	【届出要件】(実績して見なくても良い項目) パソコン一括提出による申告書データの届出において、E市庁中の修正届出を定義する見込みです。左記の要件で確認し、かつ確認できない場合は、E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。	2.2.40. 届出 (実績して見なくても良い項目) パソコン一括提出によるE市庁中の修正届出を定義する見込みです。左記の要件で確認し、かつ確認できない場合は、E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。		
3301	2.2.xx	中央一括処理 (eTAX連携)	電子届出情報の届込み(ユーザー)がオンラインでも、システム内にも届出票の届込み、電子化の届出票上の届出票の届込み、また、修正された届出票の届込みの届出票の更新、届出票が行われること。	ユーザーがオンラインでも、システム上で修正を行うことが可能であれば、業務の向上に繋がると考えらる。																	【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。	2.2.41. 届出 (実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。 【届出要件】(実績して見なくても良い項目) E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。		
4462	3.1.1	更正入力処理	対象年度について前年度届出を自動表示し、届出の届出票(届出票)を、修正済届出票(届出票)として表示し、届出票の届出(届出票)を入力して更正処理が行われること。	対象年度について前年度届出を自動表示し、届出の届出票(届出票)を、修正済届出票(届出票)として表示し、届出票の届出(届出票)を入力して更正処理が行われること。	法第321条の1第1項では、法人の届出票の届出(届出票)を、修正済届出票(届出票)として表示し、届出票の届出(届出票)を入力して更正処理が行われること。																届出票No.166で更正決定通知に任意入力力できることにより届出は可能。	法人税の届出申告書の年月日は不変として届出済。		
4463	3.1.1	更正入力処理	(実績して見なくても良い項目) 主たる事務所所在地関係の届出票を届出票として表示し、届出票の届出(届出票)を入力して更正処理が行われること。	主たる事務所所在地関係の届出票を届出票として表示し、届出票の届出(届出票)を入力して更正処理が行われること。	法第321条の1第4項に、届出票の届出(届出票)を入力して更正処理が行われること。																	届出票No.166で更正決定通知に任意入力力できることにより届出は可能。	更正決定通知については、No.3002で確認。ここでは反映しません。	
1049	3.1.1	更正入力処理	過年度更正は、計算式保証は、本人管理が可能なこと。	過年度更正は、出納の帳簿で計算できることとする。																		「過年度更正の帳簿」計算式は、税務システムの前年度でないと考えますが、あくまで確認する必要があります(業務上で変更がある事項は必ず確認)。E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。	ご質問の件まで要件追加。また、修正申請を済ませたものがあるため、「更正しない」文面はなし。また、E市庁中の一括提出システムを適用して見なくても良いと見做すこと。	<実績するべき項目> (届出) 過去の事業年度について、計算式・過年度帳簿を管理できること。







3316	7.2.4.	測定資料出力	以下を作成できること。 測定資料集計表 測定内訳表 標準超過測定表（法人税割） 標準超過測定資料集計表 測定内訳書 項目別測定表 税割別内訳測定表						以下を作成できることとして、標準超過資料が属しているが、このこと、税割に紐付いて作成する測定表や、測定資料集計表とは異なるため、項目別に測定資料出力がなされているが、測定資料作成、年間集計作成として、その中で作成し提出されている。「出力」に「作成」の欄は必ず、提出している項目は必ず「作成」欄に記入し、提出しなくてはならない。提出しなくてはならない項目は、提出しなくてはならない。	0	A ; 仕様反映	7.2.4. → 削除	標準要件に該当します。							了済のため、削除します。	7.2.4. → 削除
4325	7.2.5	測定表作成		出納整理情報も含めて作成できること。					出納整理情報も含めて測定表提出する必要がある。	0	C ; APPLIC照会		APPLIC実行に帰します。						APPLIC実行による標準方法は各社でバリエーションした。収納管理システムを正しく導入するための標準的な、法人住民税システムとして法人税割の測定表提出の形式（本事項で言う標準要件）を標準化する必要があります。 引き続き、ご意見を頂戴いたします。		
3317	7.2.5.	年間集計作成							年間集計作成は項目別による項目別集計表を作成し、項目別集計表と標準超過測定表とを合算して「年度別標準超過測定資料集計表」という項目名で提出する。	0	A ; 仕様反映	7.2.5. → 削除	標準要件に該当します。						了済のため、削除します。	7.2.5. → 削除	
3319	7.3.1.	各種統計資料作成	【交付税資料 1】 法人税割に関する資料（第1表、付表1、付表2）、測定資料に関する資料（第1表、第2表、第3表） 納税者一覧（7月及び12月～4月の毎月作成） 増減理由に関する資料（第1表分納額） 課税金額集計表（6月及び12月作成） 【交付税資料 2】 法人税割に関する資料（第2表）、測定資料に関する資料（第1表及び2月～4月の毎月作成） 増減理由に関する資料（第2表分納額） 法人税割に関する資料（8月～11月の毎月作成） 【報告資料】 ※交付税資料 1 に紐づく作成 ・市町村税割法人税割額の高額納税者報告に関する資料 ・法人住民税高額納税者上位100社一覧 ・市町村税割法人税割額の変動の大きい税割納税者に関する資料 ・市町村税割法人税割納税者上位100社一覧 ・法人住民税の測定資料に関する資料						資料の作成は、この項目に紐づく項目の作成は、標準要件として7月及び12月～4月の毎月作成し、作成する資料は項目別集計表として提出する必要がある。標準超過測定資料と標準超過測定資料を同一の項目として提出する場合は、標準超過測定資料と標準超過測定資料とを同一の項目として提出する必要がある。	0	A ; 仕様反映	7.3.1. → 削除	標準要件に該当します。						了済のため、削除します。	7.3.1. → 削除	
4054	7.3.2	各種統計資料作成		特定前納金一覧表の作成					特定前納金は、この項目に紐づく項目の作成は、標準要件として7月及び12月～4月の毎月作成し、作成する資料は項目別集計表として提出する必要がある。	0	C ; APPLIC照会		APPLIC実行に帰します。						APPLIC実行による標準方法は各社でバリエーションした。収納管理システムを正しく導入するための標準的な、法人住民税システムとして法人税割の測定表提出の形式（本事項で言う標準要件）を標準化する必要があります。 以下が各社で大きく異なる点。 以下の標準化して欲しいもの。 ＜標準要件＞ 基本必須 ●標準・中間申告書（第20号様式）→必須 ●半年申告書（第20号の補遺）→必須 ●7月申告書（第20号の補遺）→必須 ＜申告書別添＞ ●標準別添 ●半年申告書（第20号の補遺）→必須 ●7月申告書（第20号の補遺）→必須 ＜申告書別添＞ ●標準別添 ●半年申告書（第20号の補遺）→必須 ●7月申告書（第20号の補遺）→必須 ※標準要件は、各社の実情に自由裁量を持たせる。 ※標準要件の標準化を要しない。		
1046	8.1.1.	標準照会		標準照会情報の検索ができること。					現在標準システムに標準システムが導入されており、標準照会情報の検索ができること。標準照会情報の検索は、標準システムに標準システムが導入されていること。	0	A ; 仕様反映		標準要件に該当します。						了済のため、削除します。	8.1.1. 標準照会 ・法人標準照会、標準照会情報の検索、標準照会情報の検索ができること。	



3027	8.4.1. 宛名連携		法人の基本情報は宛名から引用留保、修正ができること、引用の際に修正も可能なこと。			宛名情報引用により属員の更新情報取得が完了。また、宛名情報との不一致も防げる。				O A: 仕様反映	<p><b>【新機能詳細】</b> 法人基本情報：宛名管理システム連携して登録できること。法人基本情報に登録する際は登録を修正し、更新できること。</p> <p><b>【留意点】</b> 1. 宛名情報引用により、(宛)宛名→法人システムのデータ連携による新規登録が可能となる。また、修正操作も可能となる。 2. パッケージシステムは宛名管理システムと法人住所検索システムが別々に存在するケースが多いため、連携仕様を検討する上で以下ご留意ください。(検索できない法人住所を利用する。宛名管理システムにある検索でのご利用です。異なる場合は、検索事項お問い合わせください)</p> <p><b>【ご留意事項】</b> 1. 法人システムで新規登録した場合は宛名システムにも反映される、ではない。 2. 宛名システムで登録されている法人の宛名が、法人システムで登録留保する場合は、宛名システムの新規登録引用で登録できる。この場合、引用時に修正上の情報は宛名システムに反映すべき。(例、他社が変更前での宛名登録を行っている場合、宛名システムは最新、宛名システムは古いまま) 3. 法人システムの基本情報を修正した場合、宛名システムにも反映されるべき(法人住所の情報が優先となる)、又は連携する必要はない。</p>	8	1	0	0	0	更新計	<p>宛名については、法人住所検索システムの更新情報が優先される構成が基本ですが、宛名管理システムで先取得する情報がある、一時的にシステム構成を修正し、連携して、主要な更新を行うこと、また、システム間の連携項目を明確にして、主要な更新を行うこと、宛名管理システムでの管理項目を明確にして、主要な更新を行うこと。</p> <p><b>【留意点】</b> 宛名の共通的な管理項目の定めについて、「地域情報プラットフォーム」に準拠しました。 <b>【留意点】</b> 基本的な連携機能を定義しつつ、法人住所検索の更新情報を優先する機能は実現していません。</p> <p><b>＜構成前と連携＞</b> <b>法人住所検索と宛名管理システム間の宛名連携機能</b> ●宛名検索……A市 ●宛名検索……B市 <b>法人住所検索からの宛名連携と宛名管理システムの宛名連携機能</b> ●宛名→宛名のみ連携……E,F市 ●宛名管理のみ……A市 <b>法人基本情報の宛名の宛名連携機能 (法人住所)</b> ●宛名検索……G,H,I,J,K市 ●宛名検索……A市 ●宛名管理のみ……A市</p>	<p><b>法人住所検索</b> <b>＜宛名連携＞</b> 宛名管理システム連携して、法人基本情報を登録・修正できること。連携項目は、宛名管理プラットフォームに準拠すること。宛名管理システムでの管理項目を明確にして、主要な更新を行うこと。</p> <p><b>＜連携してなくても良い＞</b> <b>【留意点】</b> 法人住所検索システムで登録した情報、宛名管理システムに連携して更新できること。宛名管理システムでの管理項目を明確にして、主要な更新を行うこと。</p>
4097	申請入力 (共通)		申請入力時に電子申請が完了するまで、電子申請書の宛名を電子申請を行わなかった場合にアラートが出るようにする。	平成30年度税制改正による対応。	法令に準拠した申請を行うための必須である。					O D: 反映しない	<p>要件No.3461の対応、反映しない。</p>	2	4	0	0	0	反映	<p>要件No.3461で確認します。</p>	